

第1回埼玉県営水道有識者委員会 議事要旨

1 日時

令和3年11月12日（金）9：30～11：30

2 開催方法

オンライン会議

3 出席者

委員（五十音順 敬称略、◎：委員長）

◎安藤 茂	公益財団法人水道技術研究センター 理事長
大瀧 雅寛	お茶の水女子大学基幹研究院 教授
小松 君恵	株式会社コマーム 取締役会長

事務局（水道企画課）

（欠席：波田野 哲雄 さいたま市水道局 局長）

4 埼玉県営水道有識者委員会の設置、委員長の選出

埼玉県営水道有識者委員会設置要綱（別添）について事務局より説明し、安藤委員を委員長として選出した。

5 議題

- （1）埼玉県営水道長期ビジョンの実績評価（案）について
- （2）新県営水道長期ビジョン（仮称）の素案について

6 議事

- （1）埼玉県営水道長期ビジョンの実績評価（案）について

- ・現行の埼玉県営水道長期ビジョンについて5年ごとに取組の実績評価を行うこととしている。現行長期ビジョンに基づき実施してきた取組結果について総括し、新県営水道長期ビジョン（仮称）に反映していく必要があることから、予定を1年前倒し、計画期間全体の総括として評価を行う。実績評価の事務局案について審議した。
- ・事務局案で「要努力」とした「水道施設の耐震化」、「事故時を考慮した浄水予備力及び広域的な水運用機能の充実」、「水道利用者及び受水団体のニーズに応じた良質な水の供給」の3項目について、今後さらに取り組みを充実させていく必要があるとされた。
- ・指標や評価方法について意見が出たことから、事務局で必要な修正を行うこととなった。

(2) 新県営水道長期ビジョン（仮称）の素案について

- 厚生労働省の水道事業ビジョン策定の手引きを参考に、現状評価と将来環境の見通しに基づき課題抽出を行い、それを踏まえて将来像や施策の方向性を設定した。第1章（長期ビジョン見直しの背景等）、第2章（県営水道のあゆみ）、第3章（県営水道の現状と課題）、第4章（将来環境の見通し）、第5章（県営水道の目指す方向）の素案について審議した。
- 人口動態に地域差があること等を具体的に記載すべきといった意見が出た。また、委員の意見を踏まえ、県民目線で分かりやすい文章、構成に修正することとした。

以上

埼玉県営水道有識者委員会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県営水道長期ビジョンの見直し及び水道施設整備事業の評価実施要領（平成16年7月12日付厚生労働省健康局長通知）第3の1に基づく事業評価実施に関し、学識経験者等の第三者から意見を聴取するため、埼玉県営水道有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 長期ビジョンの見直しに関する事
- (2) 事業評価に関する事
- (3) その他必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、別紙の埼玉県営水道有識者委員会委員名簿に示す学識経験者等で構成する。

- 2 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。
- 3 委員長は委員の中から互選により定める。
- 4 委員長に事故があるときは、委員の中から互選により、その職務を代理する者を定める。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその説明を聴くこと、又は関係者から資料の提出を求めることができるものとする。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、令和4年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、埼玉県企業局水道企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

別紙

埼玉県営水道有識者委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

安藤 茂 公益財団法人水道技術研究センター 理事長

大瀧 雅寛 お茶の水女子大学 基幹研究院 教授

小松 君恵 株式会社コマーム 取締役会長

波田野 哲雄 さいたま市水道局 局長